

○所沢市企業立地支援条例

平成25年12月27日条例第31号

改正

平成27年3月30日条例第27号

平成30年3月30日条例第24号

所沢市企業立地支援条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に工場等の立地をする事業者等に対し奨励金を交付することにより、本市における企業立地及び設備投資を促進し、もって地域経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を行う法人又は個人をいう。
- (2) 工場等 事業者がその事業の用に供するために設置する工場、事務所、研究所その他これらに類するもの及びこれらに附属した建築物をいう。
- (3) 立地 事業者がその事業の用に供するため、次に掲げる行為を行うことをいう。
 - ア 市内に工場等を有しない事業者が、市内に新たに土地を取得し、又は事業用定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に規定する借地権をいう。以下同じ。）を設定して土地を借り受け、工場等を建築すること（規則で定める特定区域において既存の工場等を取得することを含む。）。
 - イ 市内に工場等を有する事業者が、既存の事業規模を縮小せずに、市内の別の場所に新たに土地を取得し、又は事業用定期借地権を設定して土地を借り受け、工場等を建築すること（規則で定める特定区域において既存の工場等を取得することを含む。）。
 - ウ 市内に工場等を有する事業者が、当該工場等の敷地内に工場等を増築し、又は既存の事業規模を縮小せずに建て替えること。
- (4) 特例子会社 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する子会社であり、同項の規定により、障害者雇用促進法第43条第1項及び第7項の規定について、当該子会

社が雇用する労働者を親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所を親事業主の事業所とみなされることとなる株式会社をいう。

(5) 新規常用雇用 事業の開始の日の6か月前から事業の開始の日の6か月後までに、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として市内に住所を有する者を新たに雇用し、事業の開始の日から起算して1年を経過した日において、継続して雇用し、かつ、当該雇用した者が引き続き市内に住所を有することをいう。

(6) 障害者 障害者雇用促進法第2条第2号から第6号までに定める障害者をいう。

(支援対象事業者等)

第3条 市長は、規則で定める業種の事業の用に供される工場等で延べ床面積が規則で定める規模以上の立地をする者若しくは市内に特例子会社を設立する者（以下「支援対象事業者」という。）又は次項第1号の工場等立地奨励金の交付に係る認定を受けた事業者が立地をするための土地若しくは工場等を譲渡し、若しくは貸し付けた者（当該土地又は工場等を5年以上所有しているものであって、過去に当該土地又は工場等に係る次項第5号の企業立地協力者奨励金の交付を受けていないものに限る。以下「企業立地協力者」という。）に対し、奨励金を交付するものとする。ただし、支援対象事業者又は企業立地協力者が規則で定める税を滞納している場合は、奨励金を交付しないものとする。

2 奨励金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等立地奨励金
- (2) 特例子会社設立奨励金
- (3) 雇用促進奨励金
- (4) 障害者雇用促進奨励金
- (5) 企業立地協力者奨励金

3 奨励金の交付要件及び交付額等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。
(認定)

第4条 奨励金の交付を受けようとする支援対象事業者又は企業立地協力者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、奨励金の交付の対象となる者であることの認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、規則で定めるところにより、認定の可否を通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(認定の変更)

第5条 前条の認定を受けた支援対象事業者（以下「認定事業者」という。）又は企業立地協力者（以下「認定協力者」という。）は、認定の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、承認を得なければならない。

(交付申請)

第6条 認定事業者又は認定協力者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付について決定し、奨励金を交付するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。ただし、この条例の目的の達成に資するものとして市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 支援対象事業者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 市長の承認を得ずに認定の内容を変更したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) 認定を受けた日から5年以内に事業を開始しなかったとき。
- (5) 認定の対象とした工場等において公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。）を発生させ、その排除のために当該工場等の施設の改善その他必要な措置を講じないとき。
- (6) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、認定協力者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。ただし、この条例の目的の達成に資するものとして市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 企業立地協力者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 市長の承認を得ずに認定の内容を変更したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、認定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、認定事業者が認定の対象とした事業の開始の日から10年以内に事業を休止し、又は廃止したときは、期限を定めて奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(地位の承継)

第10条 譲渡、合併等の理由により認定事業者又は認定協力者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて当該地位を承継することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に立地をし、又は特例子会社を設立した者について適用する。

附 則 (平成27年3月30日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の所沢市企業立地支援条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前にされた認定の申請に係る奨励金については、なお

従前の例による。

- 3 新条例の規定中企業立地協力者奨励金に関する部分は、施行日以後に譲渡し、又は貸し付けた土地又は工場等について適用する。

別表第1（第3条関係）

奨励金の種類	交付要件	交付額等
工場等立地奨励金	工場等の立地をした場合。ただし、特例子会社設立奨励金の対象となる場合を除く。	立地のために取得した土地、立地のために建築し、又は取得した建物及び取得した償却資産に対して課された固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の納付税額に相当する額を事業開始の日の属する年度の翌年度（当該翌年度に当該固定資産税等が課されない場合は、その翌年度）から3年度分限り交付する。
特例子会社設立奨励金	市内に特例子会社を設立した場合	当該特例子会社が市内に所有し、又は借り受け、かつ、事業の用に供する土地及び建物（借り受ける場合にあつては、特例子会社の親事業主等（障害者雇用促進法第44条第1項に規定する親事業主その他規則で定めるものをいう。以下この表において同じ。）が所有するものに限る。）並びに当該特例子会社が市内に所有し、かつ、事業の用に供する償却資産に対して課された固定資産税等の納付税額に相当する額（親事業主等から借り受けたものにあつては親事業主等に課された固定資産税等の納付税額に相当する額とし、特例子会社が親事業主等に対して支払う賃料相当額を限度とする。）を当該特例子会社を設立した日の属する年度の翌年度（当該翌年度に当該固定資産税等が課されない場合は、その翌年度）

		から5年度分に限り交付する。
雇用促進奨励金	工場等立地奨励金又は特例子会社設立奨励金の交付を受ける見込みがあつて、工場等の立地又は特例子会社の設立に当たり新規常用雇用をする場合	該当する従業員の数に30万円を乗じて得た額を1回に限り交付する。ただし、1事業所当たりの限度額を300万円とする。
企業立地協力者奨励金	認定事業者（当該事業を企業立地協力者と譲渡契約を締結した日から5年以内に開始したものに限る。以下この表において同じ。）が立地をするための土地を認定協力者が譲渡した場合（密接に関連する事業者間での譲渡その他の規則で定める譲渡を除く。以下この表において同じ。）	譲渡した土地に対して課された固定資産税等の納付税額に相当する額を当該土地を譲渡した認定事業者と譲渡契約を締結した日の属する年度の前年度分に限り交付する。
	認定事業者が立地をするための土地を事業用定期借地権により認定協力者が貸し付けた場合（密接に関連する事業者間での貸付けその他の規則で定める貸付けを除く。）	貸し付けた土地に対して課された固定資産税等の納付税額に相当する額を事業開始の日の属する年度の前年度分に限り交付する。

	認定事業者が規則で定める特定区域内において立地をするための土地及び工場等を認定協力者が譲渡した場合	譲渡した土地及び工場等に対して課された固定資産税等の納付税額に相当する額を当該土地及び工場等を譲渡した認定事業者と譲渡契約を締結した日の属する年度の前年度分に限り交付する。
--	---	--

別表第2（第3条関係）

奨励金の種類	交付要件	区分	対象期間	1人当たりの奨励金の額	交付額等
障害者雇用促進奨励金	雇用促進奨励金の交付額が限度額に達している場合であって、工場等の立地又は特例子会社の設立に当たり更に障害者の新規常用雇用をするとき。	1週間当たりの労働時間が30時間以上30時間未満の新規常用雇用をされた障害者	当該障害者が初めて雇用されたからの継続した12か月までの期間	20万円	該当する障害者の数に1人当たりの奨励金の額を乗じて得た額を交付する。ただし、1事業所における1年度当たりの限度額を200万円とする。
			当該障害者が初めて雇用されたから12か月を超え、24か月までの継続した期間	10万円	
		1週間当たりの労働時間が20時間以上30時間未満の新規常用雇用をされた障害者	当該障害者が初めて雇用されたからの継続した12か月までの期間	10万円	
			当該障害者が初めて雇用されたから12か月を超え、24か月までの継続した期間	5万円	